

美しい景観と豊かな緑を総合的に実現するための『景観緑三法』の整備

景観に関する基本法制の整備

景観を整備・保全するための基本理念の明確化
国民・事業者・行政の責務の明確化
景観についての基本計画の作成
景観形成のための行為規制を行う仕組みの創設等

緑に関する法制の抜本的見直し

都市公園の整備及び緑地保全・緑化の総合的推進
立体的に公園区域を定める制度の創設
都市近郊の里山の緑を保全する制度の拡充
大規模建築物における緑化率規制の導入等

一体的な
効果の
発現

屋外広告物に関する制度の充実

市町村の役割強化 簡易除却制度の拡充 屋外広告業の適正な運営の確保等

税制

景観形成に資する建築物等に対する特例
都市近郊の里山の緑の保全等についての特例

関連予算・税制
の充実

予算

美しい景観形成に
資する事業
・景観形成事業推進費
・まちづくりへの支援
・電線類の地中化等

『豊かな緑』の実現
のための事業

・緑地環境整備総合支援
事業費補助
・民有緑地の活用

景観に配慮した
公共事業の実施

全国各地で美しい景観・豊かな緑の形成を促進

世界に誇る観光立国の実現

美しい景観による地方都市再生

ヒートアイランド現象の緩和や自然との共生